特別史跡 大野城跡 Ⅷ

太宰府口城門跡発掘調査概報

1 9 9 1

福岡県教育委員会

特別史跡 大野城跡 Ⅷ

太宰府口城門跡発掘調査概報

平成3年

福岡県教育委員会

発刊のことば

この概報は、特別史跡大野城跡の環境整備の基礎資料を得るために、福岡県教育委員会が国庫補助を受けて、昭和60~昭和63年度に実施した発掘調査の概要であります。

調査にあたっては、多くの先生方の御助言をいただき、また地元の方々には終 始御協力をいただきましたことに対して、深く感謝の意を表します。

平成3年3月31日

福岡県教育委員会 教育長 御手洗 康

例 言

1 本報告は、「特別史跡大野城跡」の太宰府口城門跡の発掘調査の概要の記録である。

太宰府口城門跡の所在地

福岡県太宰府市大字太宰府字岩屋

調査期間

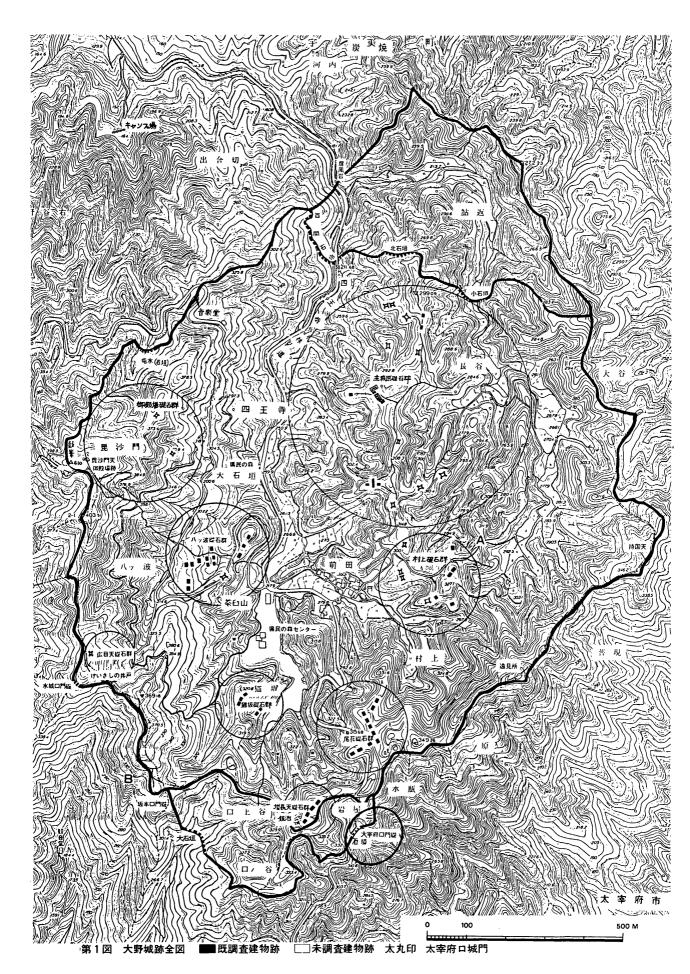
昭和60年7月15日~同8月31日

- **# 61年5月19日~同7月21日**
- **# 62年9月17日~同11月11日**
- **# 63年10月24日~同12月20日**
- 2 本調査は福岡県教育庁文化課が調査を総括し、九州歴史資料館が担当した。

調査は主に、大塚 健 (総括・環境整備、文化課) 横田義章、横田賢次郎、高橋 章 (発掘調査) 石丸 洋 (写真記録) が行ったが、文化課・九州歴史資料館の多数の援助があった。 また太宰府市教育委員会、粕屋郡宇美町四王寺地区の援助を受けた。

- 3 本調査に当って、大宰府史跡発掘調査指導委員会はもとより、文化庁記念物課、奈良国立 文化財研究所、各大学等の諸先生方から種々多大な御援助をいただいた。記して感謝したい。 沢村 仁(九州芸術工科大学教授)小田富士雄(福岡大学教授)西谷 正(九州大学教授) の諸先生には特にこの調査に御指導をお願いした。厚くお礼申し上げる。
- 4 本報告の執筆は横田義章が行い、写真は石丸 洋、史料・文献は倉住靖彦(九州歴史資料 館)が担当した。遺物実測には平田春美氏、遺構図製図に豊福弥生氏の御協力をいただいた。
- 5 遺構図、地形図のレベルは標高である。石塁主要部分の実測原図は株式会社パスコの写真 実測である。

大野城の城門	
太宰府口城門・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	}
これまでの調査	Į
調査に至る経緯等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
各遺構の概要	
出土遺物1	4
第 I 期城門の時期·······1	5
付 大野城関係主要史料・文献1	8
挿 図 目 次	Į
第1図 大野城跡全図	
第2図 太宰府口城門付近地形図	2
第3図 調査前 (第Ⅳ期) 城門遺構実測図	3
第 4 図 第 I 期城門遺構実測図 ····································	7
第5図 第II期城門遺構実測図1	.0
第6図 土塁上掘立柱柵列状遺構実測図1	.3
第7図 鉄製品実測図1	.5
第8図 土師器実測図	6
第9図 須恵器実測図	.7
付 図 1.第Ⅲ期城門及び水ノ手口石塁実測図	
2. 瓦実測図	



大野城の城門

城門は4地点で確認される。太宰府口、水城口、坂本口、宇美口(百間石垣)で、これらは 具体的な遺構が存在し確認できるもの(前二者)と唐居敷等門礎として認定できるものがその 地点で発見されたり存在するもの(後二者)である。前三者(太宰府口、水城口、坂本口)の 城門が外郭土塁上に位置しているのに対し、北方(字美口)の百間石垣のそれは内部に位置し ている。このことは、宇美川を横切る外・内郭土塁に挟まれた空間地に対する戦術的構想のよ うなものがあることを意味するのかもしれない。北方(字美口)は城に対する敵の侵入の主た る面になる。またこのことを裏付けるかと思われるのが、百間石垣から東方に約400m内郭土塁 線を伝った位置にある「小石垣」(字美川支流の谷を直角的に遮ぎる石塁)で、これについて、 文化3年の「太宰府旧蹟全図」では「門石スエ」という絵・文がある。が、現状(1990年度ま で)での調査の観察ではそれは未確認である。それはともかく、百間石垣、小石垣共に北方(字 美口)であり、特に百間石垣城門が内郭土塁であることを考えれば、百間石垣の北方の外郭土 塁に城門が確認されないことと考え合わせ、かなり広い谷沿いの空間地を利用するという何ら かの戦術的な意味を汲み取ることは可能であろう。

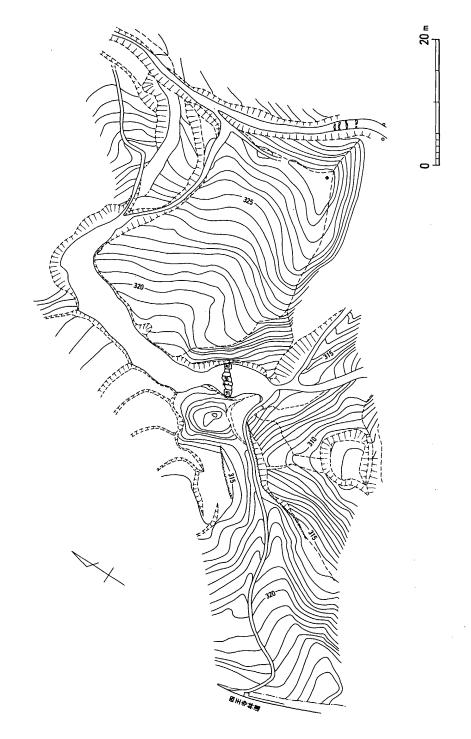
一方, 南側(大宰府側)の三つの城門がすべて外郭であることは, 朝鮮式山城の特長的な性格の第一とされる — 難民収容という意味と, あるいはもうひとつ加えるならば, 対外的・政治的見せかけの意味もあるのかもしれない。太宰府口には大宰府域の東北部から, 坂本口は大宰府政庁の真後ろから, そして水城口は大宰府政庁の西部に位置する筑前国分寺後背部から主道が通じている。大野城の南側部分の三ケ所の城門の遺構は水城口, 坂本口の二ケ所では唐居

敷のみが残っており、太宰府口では門 礎石と唐居敷が確認されている。この ことは後者は前者と異なり、かなりの 規模の改変がなされていることを暗示 する材料となる。

今回報告の城門は、こうした諸門の うちの太宰府口城門に関するものであ り、大野城跡の発掘調査は昭和48年度 以後各年行ってきたものの、城門に関 しては第1回目であることを記してお く。



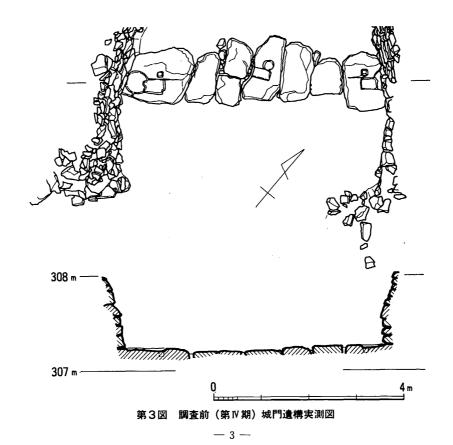
発掘調査前の太宰府口城門跡



第2図 太宰府口城門付近地形図

太宰府口城門

城門の位置は、城外郭線の南端部東北方約300mほどの場所である。東南に傾斜する谷間部分で、門の位置から西側間近に内郭土塁(増長天地区土塁)がやや上方に迫っており、北方には尾花地区建物群が遠くない位置に所在する。城門の脇を通る山道が北方から東南方に谷沿いに急傾斜に下っており、この小道は、城の中央部の盆地の一角に占地する四王寺地区の集落の太宰府地区への生活道路であり、子供達の通学路でもある。しかし現在は、生活路はむしろ昭和40年以降整備された林道である舗装道路に変り、山道は、登山道・散策路となっていきつつある。なお、この山道は、城の西端に位置する毘沙門天詣りの太宰府側からの主要道であり、石造りの立派な鳥居が立っている。また、こうした鳥居等の「参道」を表現するごときものはここと、四王寺集落の西方の「のぼり立て」の一対の石柱の二つのみで、城の所在する山塊中における参道を表現する遺構は他に見当たらない。したがって、太宰府口城門脇を通る山道が(細部的変遷はあるものの)大筋では大野城の太宰府口城門に大宰府側から通ずるものを引き継いでいると見るに支障はないであろうと推測させる。



調査以前の城門遺構は第2図、第3図にも示したが、柱2本を主構造とする様門門かと考えられるような、両端に門柱座を刳り込み、方立て穴と扉の軸受け穴を備えた門礎を置き、その間を列石としたものであり、この列石の左右は粗い積み方の石垣で、その石垣の一部は、柱座の一部を覆っている状況であった。また、門の左方は北方から流下する二つの谷の合流点に当っており、石塁(水の手口石塁)が大規模に遺存している。なお、城門および石塁の内側には若干の水田があるが、これは数年前に廃田になり、荒れ地に変っており、城門列石から内部に訪問者も足を踏み入れることは全く無いのが現状であった。

これまでの調査

大野城の城門についてのこれまでの調査等には次に掲げるようなものがある。 関野 貞「所謂神籠石は山城址なり」『考古学雑誌』 4 - 2 所収 大正 2 年 島田寅次郎「大野城」『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書』第 2 輯所収 昭和 2 年 長沼賢海「大野城及四王寺遺跡」『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書』第6輯所収 昭和6年 鏡山 猛『大宰府都城の研究』1967(昭和43年)

このうち、昭和6年の長沼賢海の報文では、昭和5年に実施された太宰府口城門の発掘調査についての要旨が述べられている。それによると、「当地では、敷石が3つほど山路(編者注前述の石鳥居のある山道と別にこの城門の場所を通る道もあった)面に見えていた。福岡県による史跡測量に際して敷石の左右を門礎確認のため発掘したところ推定どうりに列石状の門遺構を確認した」という。列石両側の石積についての記述は「石垣の内部は石に土を混じている」としている。坂本口・水城口両城門では唐居敷であるが、当地では門柱座を刳り込んでいることと併せ、当城門は前二者より若干時代が新しいものと推定している。また、この列石中央部に置かれている唐居敷については、坂本口から運んで利用したものと考えた。

後の鏡山猛は、1967年刊行の前述著書の中で、柱間寸法等についても詳しく触れた。列石中央部の唐居敷は坂本口城門から運んで利用したものでなく、太宰府口城門での古期のものとし、柱座を有する列石を成す門遺構を新規と考えた。その両側石垣については、柱座の一部を覆っているので後世の改修を経ているとした。

ここで、長沼賢海と鏡山猛の記述を比較すると微妙な不可解な点に気付く。それは、長沼賢海報文では、柱座を有する門礎石の全体図が描かれていて(この全体図は、編者らが調査したその門礎と同一形を呈しており)実際に昭和5年の発掘調査で確認したものと考えて間違いない。さすれば、その時の調査で確認された左右の石垣面は門礎の柱座を覆っているはずがないのである。後の鏡山猛は門礎の柱座を石垣が覆っていると記し、実測図も載せている。そして石垣は後世の改修であろうと考えているのである。後世の改修という意味が何を指しているの

かはわからない。しかしながら、上述のいくつかの点について、今次調査では概略については 理解することができたので、後に報告しておきたい。

調査に至る経緯等

大野城跡の発掘調査は昭和48年度から、大宰府歴史公園計画の一環である、大野城跡環境整備のための基礎資料を得るのを目的として実施し、逐次地点を移して昭和60年度まで11ヶ所の地点を数える。それらの地点の多くは、倉庫と考えられる礎石を残す建物跡のある地点であって、土塁線については坂本口について一部(土塁の不確定部分)実施したのみである。

大宰府史跡は九州歴史資料館が開館以来主力を傾けて継続調査している国の特別史跡であるが、やはり国の特別史跡である当大野城跡も、水城同様に広義には大宰府史跡に含めて解釈されている。この調査のために、福岡県教育委員会、九州歴史資料館では学識経験者による「大宰府史跡調査指導委員会」を必要な都度開催し、調査の報告・問題点等に関しての指導・助言をしていただくこととし、それを踏まえて、調査を行うこととしている。

昭和61年度にはこの「大宰府史跡調査指導委員会」会議は5月中旬に開催された。この席上、大野城跡の環境整備に関して、歴史的な意味を盛った公園構想の一環としてならば「より人の目に触れやすい(人の行く機会の多い)ところ」であり、城門であるところから、太宰府口城門の調査を行い整備すべきであるとの意見が提出された。この意見の裏には、大野城跡各地点での建物跡地については昭和48年度以降の調査でかなりの密度で実施し、主要な地点についてはほぼ手が付けられたことと、太宰府口城門の門礎石列の左右の側の石垣が柱座の位置を覆っているのは、昭和初期以降の年月の間の「張り出し・はらみ」的な移動なのではないかという推測がされていたこと、もう一つは、城門を含む、水ノ手石塁等の全体的な姿を確認することができればという考えがあった。

この指導をもとに、福岡県教育委員会では大野城跡の環境整備計画を検討し直し、本年度以降3ヶ年次計画で太宰府口城門跡の調査を実施することとした。

初年度(昭和60年度)

本年度は、必要部の地形測量の後、城門部の両側石垣部の実態と、門列石の城内部の小面積の発掘、門の西方(左方部)の水ノ手口石塁の表(城外)側の面の清掃を実施した。この結果以前から判明していた門列石の更に城内側で前者と同様の柱座を刳り込んだ礎石を含む同規模の列石を検出した。ただ既存のものと相違する点は扉の軸受けのないことで、方立てが刳り込まれているのは同様であった。この新規発見の門礎の柱座部は石垣には覆われておらず、また二つの列石が対となって一つの城門を構成するのではないかという推定から、既存列石の柱座を覆う左右の石垣は、新規に崩壊を防ぐために取りつけられたものでないかとの考えに達した。

これについてはほかに新規のものである根拠となるべき理由がいくつか判明したが、本年は石 垣取りはずしは行わなかった。

列石を中心とする石積の門遺構のほかに、列石内から城内部にかけての一帯には掘立柱遺構 が存在することも判明した。

第2年次(昭和61年度)

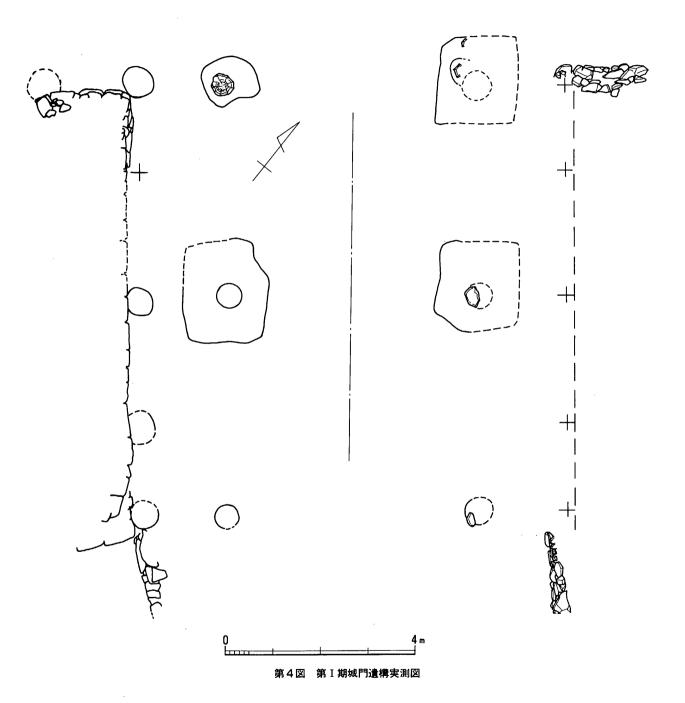
昨年度に引き続き、本年度は、水ノ手口石塁と城門部分の城内側部について調査を実施した。 戦国時代末期、大野城の南方に築造された岩屋城落城にまつわる伝説「石こづめのばば」の舞 台となっている、城門と水ノ手口石塁の接点にある石積・塚状の盛り上りが、城門西側のほぼ 方形状の堅固な石積であることも判明し、またこれに対する門を挟んだ東方にも東北方向に延 びる土塁の端部を形成するのと城門の側の区切りとしてのほぼ同様の構造を検出した。ただし、 東方のものは、西方が石だけの積みであるに比べ、面的な積みであり、自然地形を整形後一部 盛り土をして周囲に石垣を作ったという状況であった。水ノ手口石塁の水門は特に門構造とし ては存在せず、水ノ手口石塁の裏側やや上流部には、水流の勢いを弱める意味でか堰ともいう べき水落ち石垣が作られ、段落ちとなっている。城門地区の掘立柱穴は引き続き検出され、一 部は城門内部との遮切りのように推測できるものもあった。

第3年次(昭和62年度)

掘立柱穴の遺構の性格・規模等の究明、城門の両側の石積、城門東側地域の遺構の把握等を目指して実施した。掘立柱穴のうち、城門の位置とそのすぐ北に接して存在するものは古期の城門遺構であることを確認し、またその北方に2条点在する小規模のものは昨年度の推定どおり目かくし的機能を有していると考えざるを得ない。この小柱穴列の北方部、城門中心部から約10mほどの位置には、城門域の北端縁(城内側の基壇縁)となる列石を一条検出した。城門の内部東側部分で多量の瓦が発見され、このうちには鬼瓦の完形に近いものも含まれている。これらは上部からの崩壊土中にあり、当然上方部の地に建物の存在を予測させた。このため当初の3ヶ年次計画を更に1ヶ年次延長して調査することとなった。

第4年次(昭和63年度)

城門の西側脇の、創建期と考えられる石積の確認と前年度調査で鬼瓦や多量の瓦類が出土した城門内部東側のやや平坦な部分、城門東方に延びる土塁の構築状況の把握を行うこととした。 城門西側脇の石積は、礎石使用の門に伴うそれの内部に存在し、第1年次調査の時から注目 していた、城門列石等における大きな掘立柱穴と対になるいくつかの柱穴を検出し、これが太 宰府口における城門の、掘立柱式の古期遺構であるとほぼ確定しえた。城門内東側の土塁との 間の平坦部では建物遺構は何も検出できず、その存否は不明とせざるを得ない。土塁の調査は 小面積であったが、土塁と同方向に走る掘立柱の柵列2条を塁直上部で確認し、土塁は地山上 に版築状に積土していることがわかった。



各遺構の概要

この報告では、便宜上調査の結果をふまえて太宰府口城門部(調査地区のうちの城門列石部とその両側の石積部)と、水ノ手口石塁部、東側土塁部の三者に分け、それについて主体的に説明しておく。なお、城門部のみ、大野城時代に3期分あり、その後を1期分として、全体で4期としておく。第Ⅳ期をもっとも新しい時期(現代迄)とし、第Ⅰ期→第Ⅱ期→第Ⅲ期とした。なお、この4時期の区分は、以前大野城の建物について使用したⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの時期区分とは別性格であることを明記しておく。したがって本来ならば、大野城太宰府口城門第Ⅰ期等とせねばならないが、用語的繁雑を避けるため単に第Ⅰ・Ⅱ期等とした。前述の建物の時期区分にはやはり、厳密な意味では大野城建物第○期とすべきなのであろう。

第I期城門

掘立柱建物の城門である。柱の径は、掘り上げた1例の柱では50cmである。谷沿いの傾斜面を一部整地(盛土は確実にあるが全面ではない。地山削平など採土については不明である)して、梁行約9m×桁行約7.20m以上の門である。桁行全長を約7.20m以上としたのは、第II期以降の礎石を使用した城門の列石間の中心線部に柱穴が存在しないことを、第II期城門が第I期城門の位置を踏襲したものという前提で考えて、列石部中心線を折り返せば、門東側(右側)の現在、石積となっている部分の更に東奥に柱穴列が存在することになるからである。その推定で考えを進めれば、梁行約9m×桁行約9mほどの建物となる。城門西端は、水ノ手口石塁から延びてくる石積の東端面と言ってもよいが、むしろ水ノ手口石塁の東端部を城門西に接する部分として特に意識し、あたかも袖部として堅固に大きく作った方形石積部の東端部面であるという表現が合っている。

この石壁に接して柱穴を 4 ケ所検出し、またその南端の柱穴を起点として東方向に 2 つの柱穴を確認した。これらと列石間部及びその北方部(城内側)の同規模の柱穴は平行、直交関係にあり、且つ柱穴間隔も同寸法で柱間を採ることができる。したがって、西から 2 列目と 3 列目の中心線で以西の部分を東に折り返せば前述した 9 m×9 m前後の掘立柱域門が想定される。またこれを想定すると、その東端の柱位置は、城門前面東側の列石線(土塁線の一部でもある)ともほぼ一致し、また、城門内面東側の袖部石積の北面部で注目していた、石積状況の違いのある部分に近い。しかし両者とも柱推定線からやや門内側にある。これを確認のため袖部を一部トレンチ調査したところ、ほぼ同位置に地山(花崗岩バイラン土)の落ち込み的なものを検出した。これと前二者との位置は一線となるものの、第 I 期城門の東端に位置するのかどうか

は未確認である。

この期の掘立柱についての特長は、掘り方が明瞭なものと、柱穴だけが判明するものとの二者があることで、水ノ手口石塁に連なる西側袖部の石積に接するもの及び前面西側部では柱穴だけが確認できる。第II 期以降の石に関する遺構が平面・断面各調査の障害にはなっているものの、この差の原因は門の土壇(?)構造(築成状況)に由来すると考えざるを得ないだろう。袖部石積と城門部築成(盛土による整地等)との工法とその時間差等の問題がからんでいるのかを推測しているが、詳細についてはここでは触れない。

本期の遺構は特に東半分については未確認部が多いため種々問題が残される(構造,柱間寸法等)が、特記すべきは、門内側の柱穴のひとつに柱根が残っていたことである。

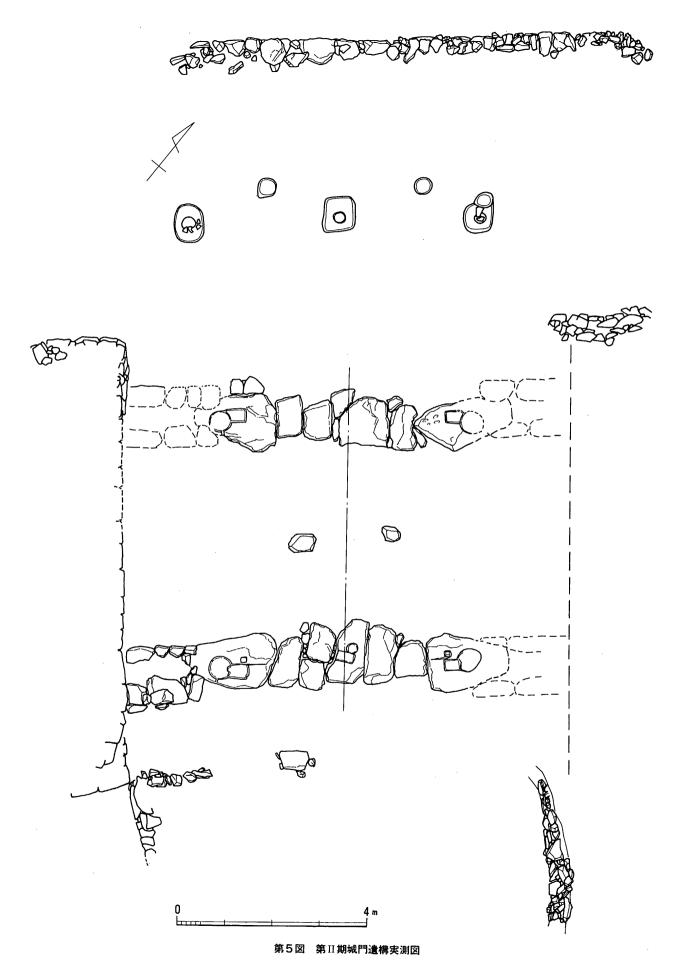
第Ⅱ期城門

掘立柱による城門を廃絶して、礎石使用の城門に作り替えたもの。遺構を確認できる面積は少なく、前後の時期に比してもっとも狭い。城門の左右の袖部の作りは第 I 期とまったく変わらないと推定される。柱位置は、第 I 期の掘立柱のうちの中央部に梁行寸法を 5 mほどにとって、また桁行寸法は5.25mほどとしたところにおいた、四本柱構造の城門にしている。桁方向の柱間はかなり大きな 5 ケの石を列石状に敷き詰め、前面列石の中央部には、唐居敷が転用され使われている。礎石には柱座、方立て座が前・後各 2 ケに刳り込まれ、また前面礎石のみに他に方形の、扉の軸受け穴、蹴返しのためのわずかな段がある。したがって軸受けの存在・位置からして、扉は前面の門柱に取り付けられており、内方向へ開く構造である。

門柱から左(西)の袖部石積までの間約2m程の空隙部は、前面柱筋の延長部だけを発掘し得た。ここには20~30cmの辺長の平石を約120cm幅で敷き詰めた遺構があった。全面敷きでなく、外面に石の面を合わせて敷き詰めているが中央部は無い。この遺構は門柱と袖部の間を壁状のものを構築したことを示唆するものと考えられる。この遺構の検出面は第III期の、門柱線まで広がっている袖部石積を除去して確認したものであるが、西側の門柱間と袖部石積との部分で、鉄製品の小形模造品としてよいものが径1m程の範囲に検出した。これは鏡・鋤先・釶であり、器種と出土状態から考えて地鎮具であろう。これらの点から、礎石使用の城門に2時期あることを確認できた。したがって、第II期の城門は建物が縮小されたものになってはいるものの、門の両側(両袖部)は東側も西側同様の構造と推定すれば、第I期の構造・規模を踏襲していることと言える。

第Ⅲ期城門

柱位置・建物の規模は第II期と変化はない。が、東・西袖部に大きな改増がされた。東側については第I・第II期同様調査できなかったが、門左側(西側)は一部可能であった。第II期



で門柱と袖石積間は壁で、内外両列石間が空間であったところを、今度は石積で埋めてしまい、 柱筋間は石壁とされている。言い方を変えれば、袖部を城門の側柱の心心線前後まで張り出さ せている。したがって城門の内部は扉の幅とほとんど変わらない通路だけの面積に改変されて しまっている。扉等の門柱の位置等に改変はない。城門西側部について調査の結果を略述した が、東側部についても同様であったと考えてよいだろう。

第Ⅳ期城門

大野城に関しての記録は9世紀後半の貞観18年(876)のものが最後である。それ以後どのくらいを経過してか大野城はその役目を終えて荒廃していくこととなる。おそらく,城門や城内建物等はほどなく消滅したであろうが,ただ城西端の四王寺(四王院)を中心とした信仰は引き続き行われたようである。太宰府口城門は太宰府方面からのその通路として,建物が無くなっても名残りを止め,四王寺全体の中でも,信仰の中心的な地のひとつの門(入り口)として使用されたものであろう。土塁や石塁もいかにも信仰の地にふさわしいと思える。四王寺山各地には経塚が多数営まれ,毘沙門の地点を中心にして,城の山から信仰の山へ変化し,中世以後現在に至るもそれが引き継がれている。

通路として門の部分を修理した遺構は、本報告の初めころにも記した「門礎石」の柱座を一部覆っている、左右壁の石積である。これは、昭和5年の発掘調査以降に原位置の壁崩壊防止のためもあって積み上げられたのかと考えられる。この遺構が「大野城の城門遺構を守ってきた」と言えないこともない。

城門の範囲について

城門の外側(南辺部)では柱位置から約2.8mのところで、東西方向の石積の西端部がわずかに残っているのを検出した。これは第Ⅰ期の掘立柱穴の位置とほぼ一致しており、柱穴の中に石積の石と考えられるものが一部落下しているので、おそらく第Ⅱ、第Ⅲ期の門の範囲の前面部の縁となるのであろう。

城門の内側(北側)に門内側の柱位置から約8m離れて北側に面を揃えている高30cmほどの石積を長さ9mほど検出した。この石積と門との間には掘立柱穴列が2条あり、これは第I期の城門の建物とは別の構造物である。城外から門を入ると、あたかも行手を拒むように存在する。これは城内部への目隠し的なものと考えると、その北に検出した石積は城門域の内側縁と考えられよう。この石積の奥方向は水ノ手口石塁に流れ込む谷であり、この谷の岸的な位置を城門内部端としたことになる。

前述の城門南辺の石積と内側石積の距離は15.8mほどになり、これを第Ⅰ期は不明としても、第Ⅱ、第Ⅲ期の城門基壇の奥行としてよい。基壇の高さは城門前面部で5~60cmほどである。

水ノ手口石塁

現状では、上部幅2m,下底幅7m,城外面側では長さ20m,同内面側で15mほどの石塁である。発掘調査前には四王寺林道からの散策路の一部として石塁頂部が利用され、城門前面に至っていた。

城門の北西部には大・小二つの谷があるが、水源迄の距離は比較的短い。石塁はこの二つの谷の合流点に築かれ、城門は石塁の東に接している。城門西側の袖部の前面部(城外側)は石塁城外側の面と一致し、城外側からは石塁に連続してすぐに門があるようにもみえる。しかし、現状では袖部の石積が高く残っているので、築城当初から、石塁と袖部とは高さに差があったと考えてよいだろう。

石塁はすべて自然石を使用しており、外面側に比較して内面側で使用した石は小さ目である。 また現状で観取される限り、外面側が整然とし、内面側が乱雑な石積状況であるが、これは用 石の大小の差や、内面側が水流のために次第に弛んだこと、残存高の差などの事由によるもの であろう。

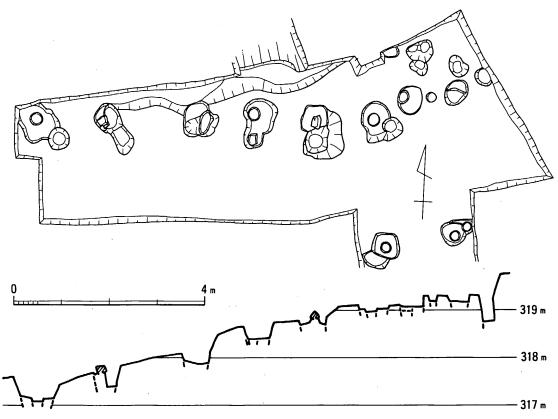
水門は設けられておらず、谷水は、個々の積石間の隙間を通って排水されていて、特に土砂が堆積することは皆無であったようである。(大野城跡の坂本口大石垣では、石塁裏側(城内側)は完全に土砂で埋まっていた。調査の結果ここでも水門は特に作られていなかった。土砂で埋まるかどうかはその谷の流域の長さや周囲の地形によるのであろうか。)

石塁の内側石積から3m上流に石積の堰があり,高さ50cm現存している。大野城の各石塁のうち初見である。水流が石塁に直接当たるのを緩和するために設けられたのであろう。

石塁の内側では城門袖部との接続は、城外側のように一連の単純な面となっていない。袖部が内側に張り出す状態に「く」の字状に屈折し袖部石積となっている。この内側袖部と石塁との接続は、石塁に袖部石積を接ぎ足した状況が観取されるが、袖部の城門から入って直角に左折した面に石積状況の変化がある場所があり、袖部石積の一部は後補の可能性がある。ちなみに、この石積状況の変化のある部分で、第II 期城門に関連すると推定している掘立柱穴が石垣面に接している。このことも、袖部の一部が後の補足であることを暗示する。この補足部分と考えられる石積部付近はきわめて地盤が弱い。この地盤の弱さと石積とは、城門一帯の地山と整地層及び谷部との接続関係の調査に大きな障害となっている。

城門東方の土塁

自然地形の尾根を巧みに利用して土塁を形成している。城門東側(右側)袖部は西側のそれが全くの石積であるのと異なり、自然地形(地山の高まり)に盛り土を行い、周囲を石積で取り囲んでいる。この袖部にも後補が西側のそれと同様にあるものと推定して良いであろうこと



第6図 土塁上掘立柱柵列状遺構実測図

は前述した。

城門から東方に延びる土塁はこの袖部の心である地山に盛り土したものの全くの延長である。盛り土は版築的な部分があるものの、かならずしも水平ではなく、「版築」であるとの証拠は何もない。この盛り土は厚いところでは2m以上に達する。土塁幅、高さは自然地形を利用しているため一様ではなく、城門から約30m東方で検出した掘立柱列の間隔や石塁、以前調査した城門西方の四王寺林道に直角的に切り取られた土塁面など参考に考えれば、土塁の頂部の幅は最低でも5~6mはあったものと推測される。

土塁頂部における柵列状の掘立柱穴は、深さ80cmほどが遺存し、柱径は20cmくらいである。 1 mから 2 mのばらつきの多い柱間間隔で10ケ所を検出した。内・外列間距離は約2.5mである。これまでに、太宰府口城門の北方の内部土塁でもこれに似た遺構が検出されており、大野城の土塁全体とまでは言い難いが、城門付近等の要所には設けられたのかもしれない。

城外側では城門から土塁に移行する部分で、若干の石積が残っており、土塁の一部(要所) には石積の保護垣的なものを構築したのであろう。土塁の一部を石垣で覆う「山腹石垣工」的 な構造は百間石垣の一部や北石垣にも使われており、特に北石垣のばあいは石塁がなくすべて これで構成される。こうした垣の裏側はやはり版築的な積土で固められている。

城門入口前方部

城門入口前面部で水ノ手口石塁の谷の岸を護岸している石積を長さ7mほど発掘したが、どのくらい延長があるかわからない。この石垣は基底1~2段が残存するのみであるが、もとの高さは現在の道路面まで(城門基壇端の基底面まで)はあったであろう。復原高は2.5mほどにはなろう。門前面部に階段などの施設があったのかどうかは全く不明である。この石積は岸の保護と同時に城門入口部の通路の左端とを兼ねて作られているはずで、城門入口の前方部での通路の幅は第 I 期・第 II 期城門の幅、約 9 mとほぼ同様に考えねばなるまいが、城門をはずれた場所では如何なものであったろうか、興味のあるところである。

出土遺物

特に遺構との直接的な関係のある重要なものは、第7図に示した鉄製品で、釶・鏡・鋤先の模造品と釘がある。釶は小形とは言えないが、刃は付けられていない。鏡は薄い鉄板を円形に切り、縁辺を多少丸味を持たせたものの中心部か縁寄り位置に小穴を穿っている。円板はわずかに中央部を中心に弯曲させている。鋤先は小形とはいえその細工は精巧で図や写真だけで大きさを考えなければ実用品と見まがうように作られている。これらは第Ⅱ期と第Ⅲ期の間、すなわち第Ⅱ期城門の遺構面で1m四方ほどの範囲で発見した。この面の上を第Ⅲ期の柱まで拡張された石積が覆っており、鉄製品がすべて同一レベルであり立った状態のものはまったくないこと、範囲が限定されていて狭いことなどから一時的・一括的なものと考えられ、第Ⅲ期城門に作り替える段階での「地鎮」的な儀器であろう。

土器は遺構に直結した資料はなく、崩壊土や自然堆積土などから少量発見した。土師器(第8図)は、暗文のある皿、ヘラケズリ・ヨコナデ調整の坏、ロクロ目のある坏、高台付で立ち上がりの急な身部の坏、ハケ調整・ナデやケズリ調整の甕などが主要なものであった。須恵器(第9図)は小形の甕、宝珠形のつまみをつけると考えられる、端部にかえりのある坏の蓋、高台付の坏などがある。

瓦類(付図 2) 瓦類では軒先瓦はごく少なく軒丸瓦が数点ある。図 1・2 は鴻臚館式、3・4 は鴻臚館系の、珠文が32になるものである。平瓦は鴻臚館式又はその系統のものがかなり多量に見つかっているが、大野城でこれまで注目されなかったものに、薄手・焼成が堅緻で周囲の整形もていねいな一群がある。これらは凹面布目、凸面は斜格子の叩き調整・ナデによる仕上げなどが残り、模骨がはっきり伺えるものである。古い時期に比定できるのかと思われる。

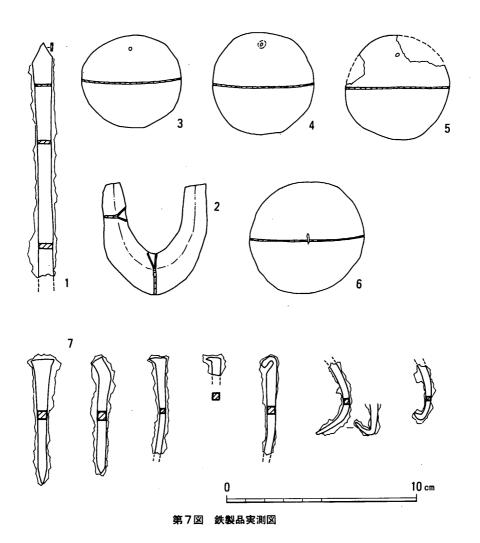
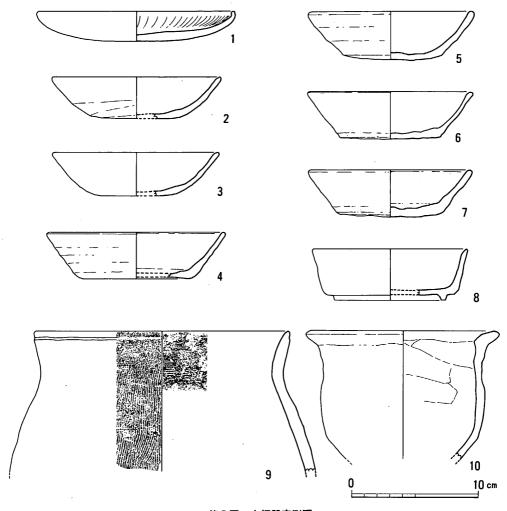


図6~8は面戸瓦,9~12は熨斗瓦であり、大野城跡の調査でこれら道具瓦の発見は珍しい。 鬼瓦(図版25) 城門部北側からその東側斜面にかけて多量の瓦類と共に発見された。5個

体分以上発見したが、そのうち3点がほぼ完形に復原できた。大宰府政庁のものと同一のものと考えられるが、仕上げが調整はほとんどしていないらしく、粘土の型詰めのままと考えられるひび状の部分がそのまま縦横に走っていて荒々しい。

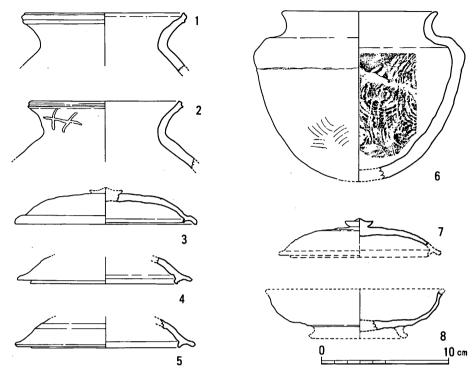
第 I 期城門の年代について

第 I 期建物の築造年代は当城門建物のうちではもっとも古期のものであるが、石塁・土塁が 先行していたことは十分考えられる。とすると、この第 I 期の掘立柱の城門は、大野城全体の



第8図 土師器実測図

構築の中での時期はいつになるのであろうか。このような考え方は、城門以外の建物(倉庫など)でも同様で、以前に主城原地区の建物を基礎に第Ⅰ期~第Ⅳ期までに編年的な建築順を考えたものについても、特にその第Ⅰ期(掘立柱建物)について考えねばならないことである。こうしたことを考慮する上に、太宰府口城門の調査に関連して得られたひとつのデータがある。前に触れた柱根の年輪から得られた年代である。この年代法によると太宰府口城門の第Ⅰ期掘立柱の柱根には648年というデータが与えられた。ところでこの年輪年代の基となる木材の状態により(A)樹皮のあるもの(B)樹皮はないが辺材部の残っているもの(C)心材のみのものという三者に分けられる。太宰府口城門の柱根はそのうちの(C)であって、648年というのは木材の最外年輪の形成年である。とすると心材である最外年輪の外側に辺材部の年輪が、



第9図 須恵器実測図

更には心材部年輪すらあったことを考慮する必要がある。とすると、ここで得られた648年というデータはその柱根の伐木年が648年以降であるという、換言すると、太宰府口の第 I 期の城門のこの柱根が使われたのは648年以前ではないということを明言していることとなる。それでは、648年以前ではないとしてそれ以降ならたとえば日本書紀に言う665年に門が作られたと言って差しつかえないのかどうか。これには非常に問題があって、648年代を示す現存最外年輪の外側の失われた年輪数が不明だからである。辺材部年輪数だけとってもその数は一定せず、推定は困難という。したがって、648年というデータはここで論議の対象としてこれ以上追求することは控えることとしておく。

上記の絶対年代はさておき、掘立柱の第 I 期城門を大野城創建期あるいはそれに近い時期を考えるのはどうだろう。これは、大野城の建物の第 I 期(A·B)に近い時を考えることになるが、礎石使用の開始期を一定に考えれば、以前・以後の関係となろう。しかし、建物の第 II 期とした礎石建物の周囲には掘立柱構造もあるので、これを考えれば、掘立柱建物は大野城にあっては天智 4 年の創建期よりかなり後まで建築された可能性がある。第 III 期城門の増構築された袖石積の中に鴻臚館系等の瓦片が混入していたことは、第 II 期城門(礎石使用の最初の時期)は、800年前後の時代を想定することが可能となろう。

付 大野城関係主要史料・文献

(四王寺関係史料を一部加えたので、綱文と引用部分の一致しないものがあることをお断り しておく。)

1 天智 4 年 (665) 8 月 筑紫に大野城および椽 (基肄) 城を築く。

日本書紀 天智天皇4年8月条

遺達率答体春初築城於長門国,遺達率憶礼福留,達率四比福夫於筑紫国築大野城及椽二城。

日本紀略 天智 4 年 8 月条

築城於長門国, 遺使於筑紫国大野及椽二城。

2 天智9年(670)2月 筑紫に城2を築く。

日本書紀 天智天皇9年2月条

(前略), 又築長門城一, 筑紫城二。

3 文武 2 年 (698) 5 月25日 大宰府、大野城などを繕治す。

続日本紀 文武天皇2年5月甲申条

令大宰府繕治大野, 基肄, 鞠智三城。

4 宝亀5年(774)3月3日 大宰府、四王院(四天王寺、四王寺)を建立す。

扶桑略記 宝亀5年是歳条

太宰府起四王院。

類聚三代格 卷第2 造仏々名事

太政官符

応奉造四天王寺埝像四軀事 各高六尺

右,被内大臣従二位藤原朝臣宣偁,奉勅,如聞,新羅兇醜不顧恩義,早懷毒心常為咒咀, 仏神難誣慮或報応,宜令大宰府直新羅国高顕浄地,奉造件像攘却其災,(後略)

5 延暦20年(801) 1月20日 大野山寺の四天王法を停む。

類聚国史 券第178 仏道 5 修法 延暦20年正月癸丑条

停大宰府大野山寺行四天王法,其四天王像及堂舎法物等並遷便近寺。

6 大同2年(807)12月1日 四王院を旧に復す。

類聚国史 卷第180 仏道7 諸寺 大同2年12月甲寅条

大宰府言,於大野城皷峰,興建堂宇,安置四天王像,(中略),其像并法物等,並遷置筑前国金光明寺畢,其堂舎等,今猶存焉,(中略),伏請,奉遷本処者,許之。(後略)

7 大同4年9月21日 大宰府をして四天王法を行わしむ。

類聚国史 卷第178 仏道5 修法,大同4年9月乙卯条

復令大宰府大野城皷峰行四天王法。

8 弘仁 2 年 (811) 2 月25日 四天王寺に釈迦像を造る。 日本後紀 弘仁 2 年 2 月庚寅条

於大宰府皷岑四天王寺, 造釈迦仏像。

9 弘仁11年3月4日 観世音寺講師をして四王寺悔過を修せしむ。

平安遺文 第4900号 弘仁11年3月4日大宰府牒案

府牒 観世音寺

応四王寺悔過預彼寺講師事

牒,(中略),府依符旨,比年奉行,然今道證解任但去,仍令其替講師勤覚遵行其法,此 則別国之時,国司掌城之日所行事矣,府今商量件悔過法,始去宝亀五年行之,而依太政 官去延曆廿年正月廿日符停止此法,即其像移属筑前国金光明寺畢,此則府带国之日所為 也,今件寺在大野城中,彼城且付府已了,然則事須停止,(後略)

10 天長3年(826)11月3日 大宰府の兵士を廃し、選士・衛卒を置く。

類聚三代格 卷第18 統領選士衛卒衛士仕丁事

太政官符

応廃兵士置選士衛卒事

(中略)

衛卒二百人

右,同前奏状偁,此府者九国二嶋之所輻湊,夷民往来,盗賊無時,追捕拷掠可有其備,加以兵馬廿疋,飼丁,草丁,貢上染物所,作紙所,大野城修理等,旧例皆以兵士宛,今商量,置此二百人,宛件雑役,以年相替,免調庸及給粮塩資丁一同仕丁。

以前,正二位中納言兼右近衛大将春宮大夫良岑朝臣安世宣,奉勅,依奏廃置,(中略) 天長三年十一月三日

11 承和7年(840) 9月20日(23日) 大宰府の大主城一員を廃して,主厨・主船各1員 を置く。

続日本後紀 承和7年9月壬辰条

(前略), 廃大宰府大主城一員, 更置主厨主船二員。

類聚三代格 卷第5 加減諸国官員并廃置事

太政官謹奏

廃品官一員

大主城一員 正七位上官

右, 検案内, 依去弘仁十四年正月廿九日論奏, 停主厨主船, 始置主城二員, 而今得大 宰府解偁, 自停主厨以来, 例貢御贄并諸供具事触類多闕, 望請, 省主城置主厨, 令各 得其所者, 伏望, 省大主城, 永定一員, 但官位為正八位上官。(中略)

以前,大宰大弐從四位上南淵朝臣永河等所請如件,夫観時革制為政之要枢,論代立規済 民之本務,是以明王馭俗術非一途,哲后治邦豈抅膠柱,臣等商量廃置如右,伏聴天裁, 謹以申聞、謹奏、

承和七年九月廿三日

12 仁寿元年(851) 5月24日 延暦寺僧円珍,入唐のため大宰府に到り,四王院に止住す。

平安遺文 第4482 (4492カ) 号 貞観5年11月13日円珍奏状

十禅師延曆寺前入唐求法伝燈大法師位円珍謹言

請准旧例給求法公験事

右円珍伏以,	(中略),	嘉祥四	年四月十五	ī日,	辞京輦向大宰府,	五月	廿四日得達官	前処,	以
無便船,便寄	F住城山 四	9王院,	蒙賜月粮,		□□□□□朝臣有啓 ₽少監藤原ヵ)	5, 筑	.前□□□位_ (介正六ヵ)	上紀朝	甩
愛宕麻呂, 勾]当其事,	(後略))						

13 貞観12年 (870) 5月2日 大宰府の府庫および大野城の器仗を交替検定せしむ。 類聚三代格 巻第18 器仗事

太政官符

応交替検定府庫器仗事

右,参議従四位上行大弐藤原朝臣冬緒起請偁,府庫器仗,依延曆年中官符旨,永為不動,爾後雖年新修理,頗有其数而年代久遠,損壞不少,加以,甲胄等時有盗失,既為不動,末得趣開,因茲,啻加検封,不得計知,望請,使権少弐従五位上坂上大宿祢淹守殊為朝使,依旧検定修理損物者,仍検太政官延曆十八年十月二日符,応交替分付条云,件器仗,宜割元日威儀析,安置別倉,毎年宛用,自余兵為不動,但破損物須修理,宜一任之内,四度析置一少倉,限内修了,返納之事,申官待報符,不得寄言不動,致有破損者,右大臣宣,奉勅,元日威儀析安置別倉,毎年宛用,自余兵為不動等事,一依先符,但雖不動,理須附領,故先符云,不得寄言不動致有破損者,而時有盗失,不得輙開,啻加検封,無由計知,可謂先任吏等不熟符旨之所致也,宜前後之司交替検定,破損之物随即修理,又修理年析須前司修理之物,後司交替之次,便即検納,新司応修之析,細選尤損之物,同以下宛,立為恒例,不労言上,大野城器仗亦宜准此。

貞観十二年五月二日

延喜交替式

凡太宰府庫并大野城器仗,前後司交替檢定之日,破損之物修理,其修理,前司修理之物後割交替之次,便即檢納,新司応修理之新,細選尤損之物下充。

14 貞観18年 (876) 3月13日 大野城衛卒の粮米は、旧に依り、城庫に納めしむ。 類聚三代格 巻第18 統領選士衛卒衛士仕丁事

太政官符

応大野城衛卒粮米依旧納城庫事

右,参議権帥従三位在原朝臣行平起請偁,被太政官貞観十二年二月廿三日符偁,参議従四位上行大弐藤原朝臣冬緒起請偁,除五使析之外,庸米并雑米捻納税庫,毎月下行,若非有判行,輙以下用,監当之官准法科罪者,官符之旨固有宜然,但至于件城,々辺人居,或屋舎頹毀,或人跡断絶,仍問城司等,申云,此城衛卒卅人,粮米毎月廿四斛,元来納城庫,爾時城庫辺百姓等,逐往還之便,求売買之利,従納稅庫以来,人衆無到,売買失術,百姓逃散,惣而由此者,夫守城在人,聚人在食,望請,件粮米特納城庫者,右大臣宣,奉勅,依請。

貞観十八年三月十三日

15 延喜5年(905)10月1日 観世音寺資財帳なる。

平安遺文 第194号 筑前国観世音寺資財帳

(表題) 延喜五年資財帳 在庄々惣目録

(中略)

山章

(中略)

御笠郡 大野城山壱処

従寺以北限大野南牗辺遠賀門下道,東限大野 四至 ──川,南限路,西限松岳并学処東小路,南限大野

(中略)

以前,観世音寺延喜五年資財帳,依例勘造,付朝集使 助從八位上少野朝臣常 (小力) 実申上如件,以解。

延喜五年十月一日 (署名略)

16 養老2年(718) 養老律令なる。

衛禁律 越垣及城条

凡越兵庫垣及筑紫城,徒一年,(中略)曹司垣仗一百,大宰府垣亦同(後略)

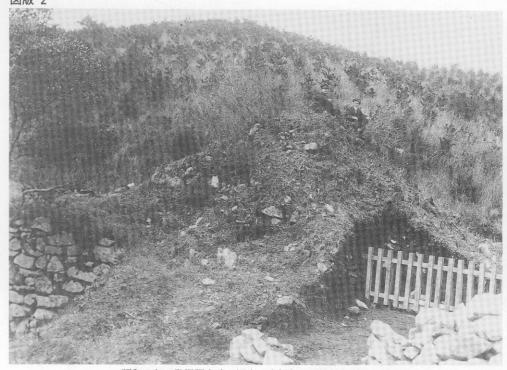
職員令, 大宰府条

(前略) 大工一人 掌城隍·舟檝·戒器·諸営作事,少工二人掌同大工。(後略)

- 17 「太宰府旧蹟全図」(南)(北) 作者不祥,大野城跡はこのうち「北」図に含まれている。 原本作成は文化3年(1806),写本(現存)は文化9年(1812)。
- 18 関野 貞「所謂神籠石は山城址なり」『考古学雑誌』4-2所収 大正2年
- 19 島田寅田郎「大野城」『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書』第2輯所収 昭和2年
- 20 長沼賢海「大野城および四王寺遺跡」『同上』第6輯所収 昭和6年
- 21 鏡山 猛『大宰府都城の研究』1967
- 22 鏡山 猛「挑戦式山城の倉庫群について」『九州大学文学部創立四十周年論文集』所収 1964 (のち『九州考古学論攷』所収 1972)
- 23 小田富士雄「古代の太宰府四王院」『九州史研究』所収 1968
- 24 高倉洋彰「再発見された太宰府旧蹟全図」上・下『ふるさとの自然と歴史』101, 102所収 1979
- 25 倉住靖彦「天智四年の築城に関する若干の検討」『九州歴史資料館研究論集7』所収 1981 (のち『日本考古学論集』8 所収 1987)
- 26 横田義章「大野城と基肄城」『佛教藝術』146号所収 1983
- 27 「大野城跡発掘調査-増長天・鏡ケ池地区」『九州歴史資料館年報』昭和48年度 1974
- 28 「大野城跡(百間石垣)の調査と環境整備」『同上』昭和49年度 1975
- 29 『特別史跡大野城跡』(大石垣・八ツ波地区建物跡) 福岡県教育委員会 1976
- 30 『同上』II (八ツ波・猫坂地区建物跡) 同上 1977
- 31 成 周鐸「大野城小攷」鏡山猛先生古希記念『古文化論攷』所収 1978
- 32 『特別史跡大野城跡』Ⅲ(主城原地区発掘調査概報・環境整備概要…1)福岡県教育委員会 1979
- 33 『特別史跡大野城跡-環境整備事業実施報告書』同上 1978
- 34 『特別史跡大野城跡』Ⅳ (主城原地区・北石垣発掘調査概報…2) 同上 1980
- 35 横田義章「大野城の建物」『大宰府古文化論叢』上所収 1981
- 36 『特別史跡大野城跡』 V (主城原地区第 4 次・村上地区第 1 次発掘調査概報) 福岡県教育 委員会 1982
- 37 『同上』 VI (村上地区第2次・坂本口土塁発掘調査概報) 同上 1983
- 38 倉住靖彦「大野城司考」『古代中世史論集』所収 1990
- 39 『年輪に歴史を読む』(日本における古年輪学の成立) 奈良国立文化財研究所学報第48冊 1990

図 版

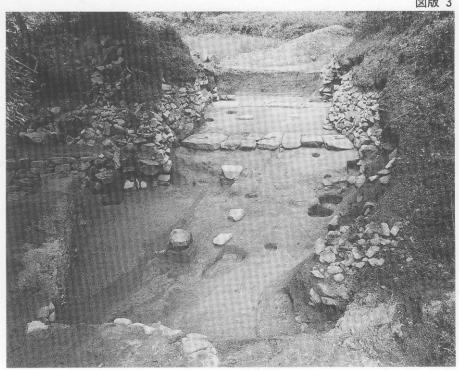
太宰府口城門跡の全景(北方、城内側上空から) 第Ⅲ期城門遺構である。



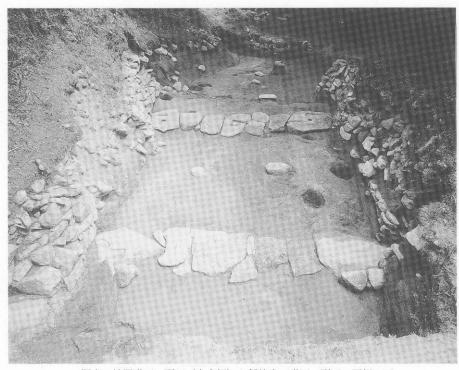
昭和5年の発掘調査時の写真。木柵部が城門の位置の西半部で、袖 部石積、水ノ手口石塁と続く。山は内部土塁部に当っているが、大 木は全くない。



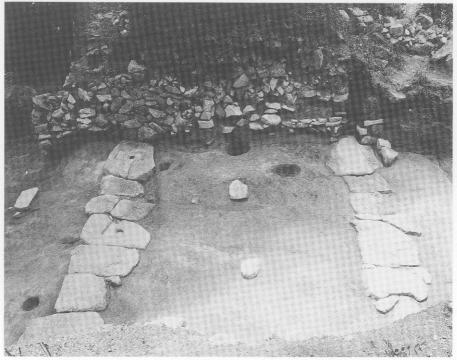
同上。城門外側の礎石列石の右手に、城門東側の石壁がみえる。今 回調査の第Ⅲ期のものと同じで、調査前に柱座上にかぶっていた石 積とは異なる。



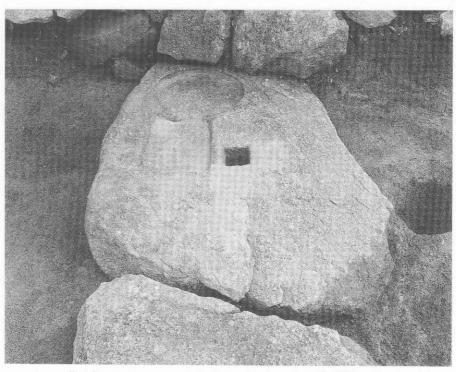
初年度に、調査前から判明していた城門礎石列石(手前)と、その 礎石柱座を覆う左・右側の石積を中心に前・後部を調査した。



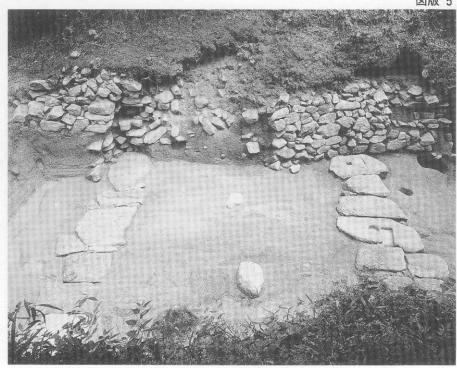
既存の城門礎石・列石(向う側)と新検出の礎石・列石。両側の石 積が張り出しているのがわかる。



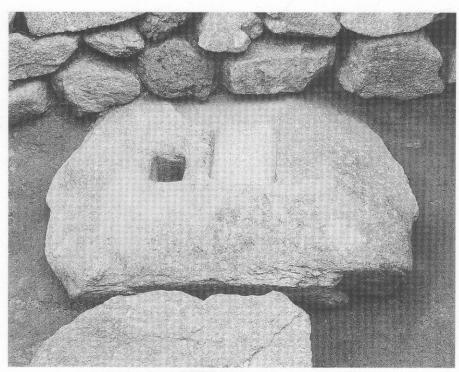
2列の礎石の列石は、対になるもので、プランはほぼ方形の門となる。扉は外側(写真左側)につけられ、内開きである。



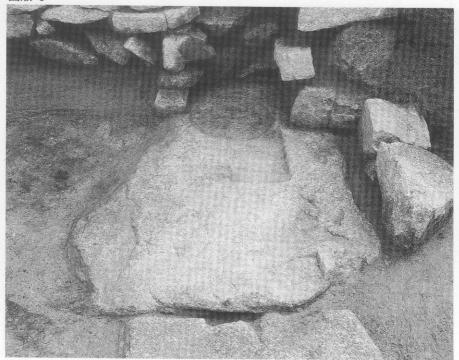
柱・方立・扉軸受けの穴。軸受け穴は方形なので、鉄製の軸摺りをもう一つ嵌め込んでいたらしい。



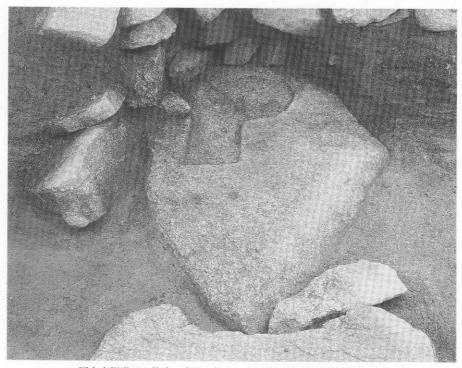
門礎石柱座を側石積が覆っている状態。側石積自体も乱雑で、出入りが激しく、直線的ではない。



同上の細部で、この調査で両側石積はせりだしやはらみ現象ではな 〈、城門建物の廃絶以後のものであることがわかった。



新検出の列石(城内側)の両側の礎石の柱座と方立。柱をとり囲むように側石積があるが、この状況は既存(城外側)列石部には見られない。



同上東側礎石と柱座・方立。柱をとりまく石積が既存列石部に見られず、張り出した石積があることにより、城門の内側約半分は城門 の遺構が良好に保たれていることがわかる。



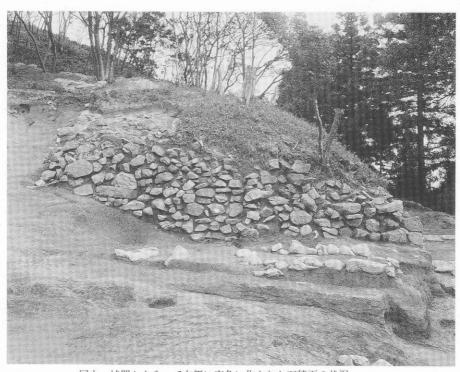
城門西側の水ノ手口石塁 (写真左側) と城門 (同右側) の接点部の「石こづめのばば」と称される石積。



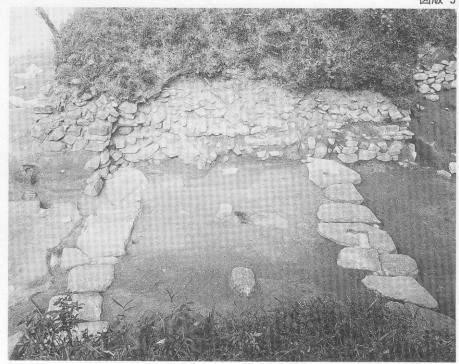
この石積は、城門の左側に石塁との間に設けられた「袖」と表現できるような方形の高い石積とわかった。



城門東側の城門と土塁との接点に設けられた袖状の高い方形石積。



同上。城門から入って右側に直角に作られた石積面の状況。



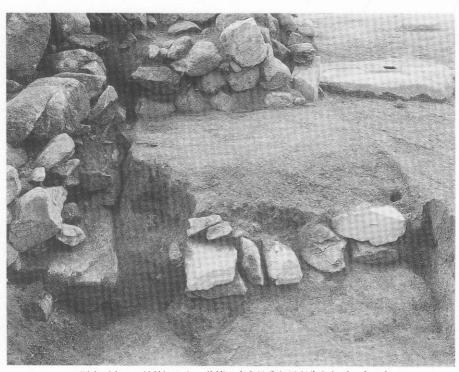
城門廃棄後(第Ⅳ期)の石積をとりはずして現われた第Ⅲ期城門の 東側石積。



同上、第Ⅲ期城門の西側石積(ただし、上半部の石積は、第Ⅰ、Ⅱ 期当時のもの)。柱座が見え、城門礎石梁間ほどの間に粗く石積され ている状態がわかる。



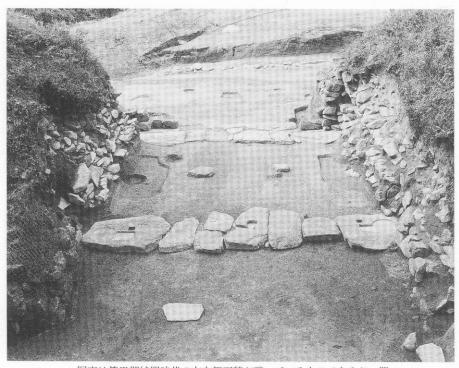
第Ⅲ期城門の基壇縁西端部の石積の状況(東から)。



同上(南 — 城外)から。基壇の高さはそれほど失われていないと見てよい。



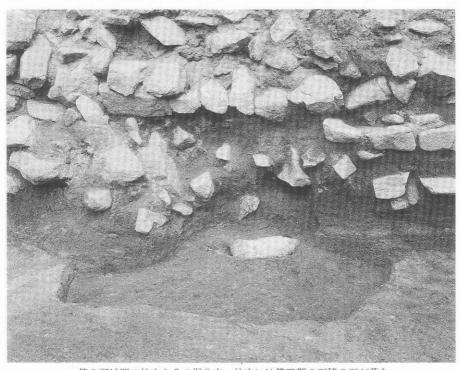
城門西側の、第 Π 期石積を一部(写真右側)を残してとり去り、第 I、 Π 期の袖部石積を露出。中央の下部付近の石積面にややはらみがみられる。



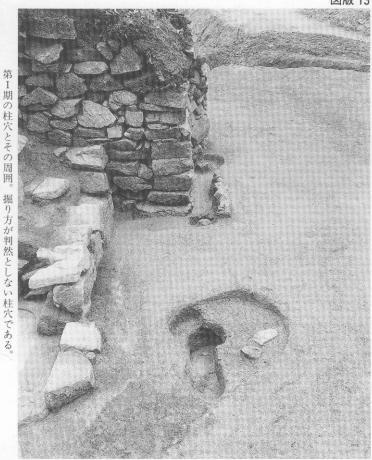
写真は第Ⅲ期城門時代の左右側石積が残っているものであるが、門建物の柱位置等構造は第Ⅱ期と第Ⅲ期では変化がない。写真向う側の列石は門基壇の奥(城内側)端である。



第Ⅱ期城門の西側・城外側の柱と袖石積間の列石。この列石は面を外側に揃えた、幅120cm くらいのもので、第Ⅲ期の城門の柱と袖石積まには壁状の構造物があったようである。

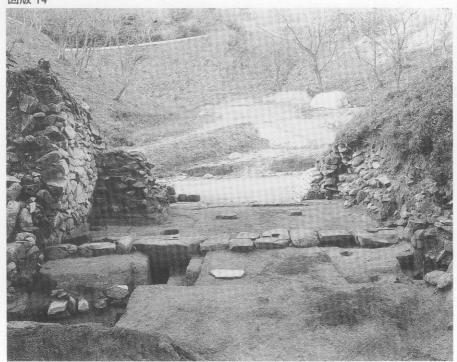


第 I 期城門の柱穴とその掘り方。柱穴には第 II 期の石積の石が落ち込んでいるが、下までは入りきっていないで、柱穴部は空洞になっている。

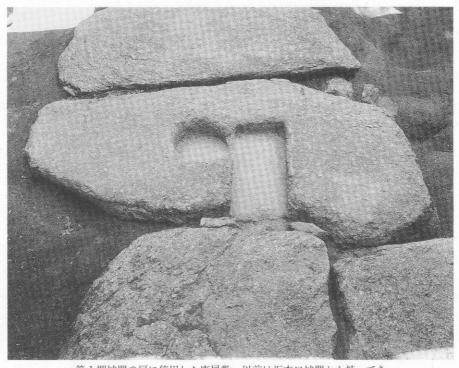




上の柱穴に残っていた柱根。径50cm、長さ1mであった。掘り方が明・不明の差は、基壇の形成方法等に関係するらしい。



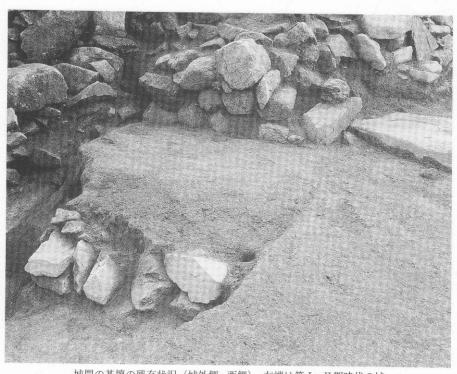
第Ⅰ期、第Ⅱ期城門は、全面的な調査が不可能だったので、城門の 西半を東半に折り返して規模等を推定している。西半部にしても具 体的な遺構の検出はごく部分的である。



第 I 期城門の扉に使用した唐居敷。以前は坂本口城門から持ってきたなどとも推測されていた。



城内からみた第Ⅲ期城門全景。手前列石は門基壇の城内側の縁。門 建物とこの間にある柱穴は、城内への見通しを遮切る施設であろう



城門の基壇の残存状況(城外側・西側)。左端は第Ⅰ・Ⅱ期時代の城 門西側の石積面。中央上部は第Ⅲ期時代の城門西側補足石積。下が 基壇縁に残る石積。



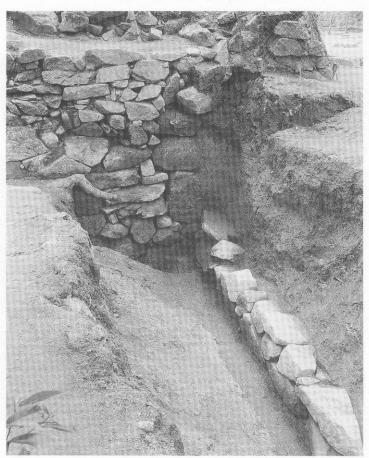
城門入り口東壁の石積と東方に連なる土塁。



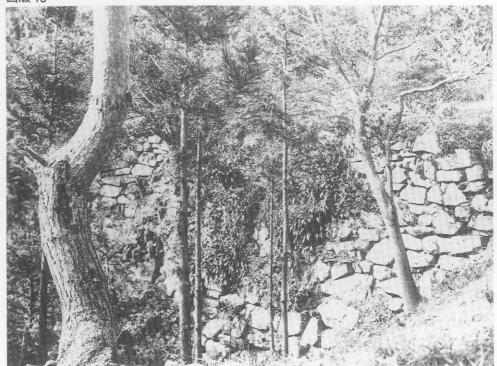
同上土塁の門付近に残る土塁外壁の石積。

ともとこのような土の露出するものだったのか不明である。 上 城門入り口部東側の石積 (前頁上と同じ) とその下部の斜面。も





城門入り口前方の西側列石。水ノ手口石塁側(谷側)に面があり、 上の写真の部分とこの列石の間が門への通路だった。



昭和5年当時の水ノ手口石塁の写真。



昭和5年当時の水ノ手口石塁と、袖石積部の写真(城内側から)。向う側の山の屈折部に城門から土塁が続いている。



城門西側の谷を塞ぐ水ノ手口石塁 (城外側)。



同上谷中央部。現在ふだんは少量の水が吐き出されている。

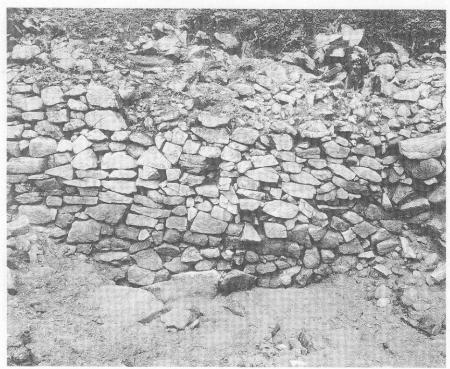


城門部を城内側からみる。写真右端部分が水ノ手口石塁である。

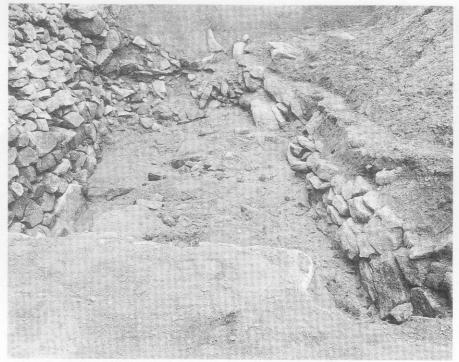


水ノ手口石塁(城内側)から。城外側(前面部)に比べ崩壊が進ん でいる状態がよくわかる。

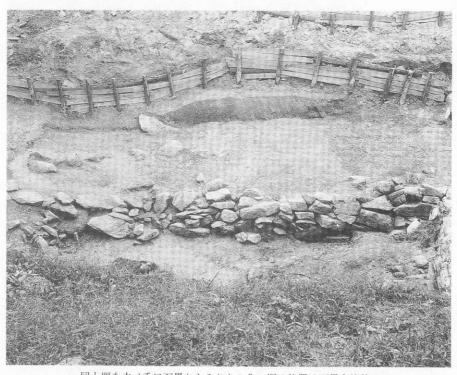




水ノ手口石塁城内側の谷中央部分。水門は設けられていなかった。



水ノ手口石塁(城内側)を谷と直角方向からみたもの。写真左側が 水ノ手口石塁。右側は石塁上流部に設けられた石積の堰。



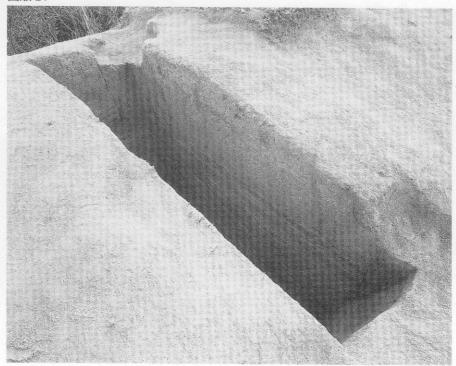
同上堰を水ノ手口石塁からみたところ。堰の位置は石塁上流約3mの場所である。



城門から東側に作られている土塁。この土塁の頂部付近で下の写真 の柵列を発見した。



土塁頂部の掘立柱柵列の一部 (内側列) 柱間寸法や柱穴の大きさ等かなり不統一ではあるが、全体としては列として並び、ある種の統一性がうかがえる。



土塁の石積の状況と柵列の柱穴(トレンチ両端)。必ずしも水平積ではないが、真砂と若干黄色味の粘質土などが、かなりの薄層で、ていねいに積まれて土塁とされている。



城門から入って東側の土塁内部。比較的広い平坦的な場所で、この下の地点で大量の瓦が発見された。建物遺構などを期待したが、皆無であった。

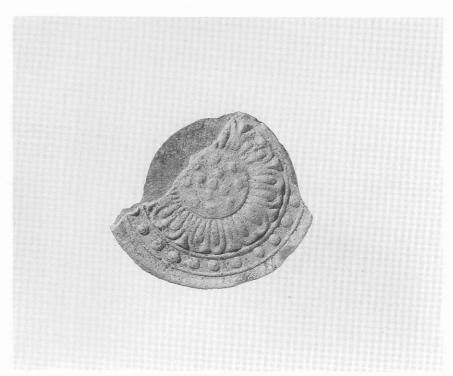




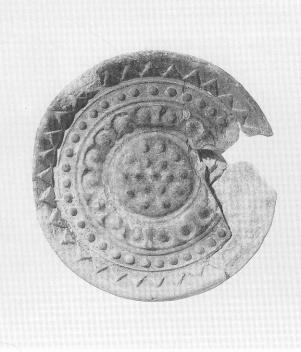
城門内東方部で多量の瓦と共に発見した鬼瓦。ほかにも う1点復原できたものがある。



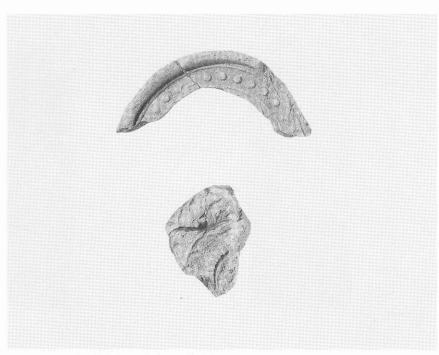
鴻臚館式の軒丸瓦



鴻臚館式の軒丸瓦



老司式系統の軒丸瓦



鴻臚館式系統の軒丸瓦。外区珠文の数が32で、鴻臚館式より多い。



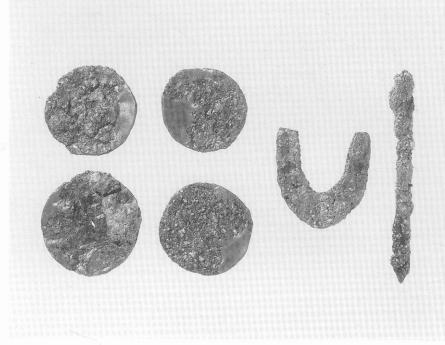


平瓦





丸瓦



鉄製品(鏡・鋤先・釶) 第Ⅲ期城門造作時の地鎮具と考えられる。





福岡県行政資料 分類番号 所属コード J・H 2 1 3 3 0 5 1 登録年度 登録番号 2 12

特別史跡 大野城跡Ⅷ

印

刷

太宰府口城門跡発掘調査概報

平成 3 年 3 月 31 日

発 行 福岡県教育委員会

福岡市博多区東公園7番7号

傑 西 日 本 新 聞 印 刷 福岡市中央区天神1丁目4番1号



大野城跡VII 付図1 第III期城門及び水ノ手口石塁実測図

